

## 有資格業者に対する指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
昭栄建設株式会社	岩手県盛岡市上堂4-11-8

## 2. 指名停止措置期間

平成30年12月17日～平成31年1月16日 ( 1 ヵ月 )

## 3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

## 4. 事実概要

昭栄建設(株)は、当地方整備局岩手河川国道事務所発注の「八幡平山系荒沢地区砂防堰堤工事」において、平成30年3月13日、トラックの荷台から作業員が転落し負傷した事故を発生させたにもかかわらず、土木工事共通仕様書に定める監督職員への事故報告を行わなかった。

## 5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第1第4号に該当する。

## 参考

## ○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1(抜粋)

措置要件	期間
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

## 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課	課長	いわさわ 岩澤	よしふみ 由文	(内線 2511)
	建設専門官	かんだ 神田	まこと 誠	(内線 2512)
総務部 経理調達課	課長	かねこ 金子	きみひこ 公彦	(内線 6551)

○は本件の主務課です。